

阪神・淡路大震災についての救援・復興に関する特別立法について

大森政輔

—その時系列的概観（2・完）

- 一　はじめに
- 二　救援・復興の体制づくり
- 三　救援・復興のための特別立法
・大震災当日から二月一七日まで

(以上前号)

- 四　二月二四日以降
（おわりに）

三 救援・復興のための特別立法（続き）

災害対応公共事業費六五九四億円、施設等災害復旧費五四四億円、災害関連融資関係経費九一三億円、地方交付税交付金三〇〇億円その他からなり、災害関係の税の減収額六〇二〇億円を見込んだうえ、その財源は、公債一兆五九〇〇億円（建設公債七七九四億円、特例公債八一〇六億円）の発行で賄うとするものである。この補正予算の審議は、速やかに行われ、同月二八日には成立した。

補正予算の提出と同時に、次のような

〔二月二四日〕
〔二月二四日〕
〔二月二四日には、阪神・淡路大震災の救援・復興関連経費を盛り込んだ平成六年度補正予算（第2号）が国会に提出された。その規模は、一兆二二三億円で、歳出は、災害救助等関係経費一四一〇億円、災害廃棄物処理事業費三四三億円、

補正予算案9～11の三件が提出されて、補正予算と同日に成立した。

10 平成六年度分の地方交付税の総額

の特例等に関する法律（平成七年法律第一八号）

この法律は、①阪神・淡路大震災に関する国税の減収に伴う地方交付税への影響額（一七七二億八千万円）について、地方交付税の総額を第一次補正予算の額に固定し、第二次補正では減額を行

（1）激甚災害に対処するための特別のために必要な財源を確保するためのものであつて、平成六年度において、財政法第四条第一項ただし書の規定等により発行される公債のほか、前記補正予算において見込まれる租税収入の減少を補うとともに、補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、補正予算もって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができる」と等を内容とするものである。

11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第一六号）

この法律は、総理府および九省（大蔵・文部・厚生・農林水産・通商産業・運輸・労働・建設・自治）の各所管事項について、地方公共団体等に対する特別の財政援助ならびに社会保険加入者等についての負担の軽減、中小企業者および住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものである。その内容は多岐にわたっているが、その概要是、次のとおりである。

この法律は、阪神・淡路大震災に対処するための特別のための財政需要を賄うため、地方交付税の特別の財政需要を賄うため、地方交付税の総額（特別地方交付税分）に三〇〇億円を加算することを内容とするものである。

財政援助等に関する法律に基づく公共土木施設復旧事業等に関する特別の財政援助等の適用される地方公共団体を兵庫県及び阪神・淡路大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの（神戸市など九市七町が後記の政令により指定された）と規定した。

(2)

特段の財政援助が必要な施設の災害復旧事業について補助を行うこととし、①公共土木のうち、公園・街路・都市排水施設、改良住宅、上水道・簡易水道等施設、工業用水道施設、一般廃棄物処理施設、交通安全施設については、補助率は一〇分の八、公立の精神薄弱者援護施設・老人福祉施設・社会事業授産施設については、補助率は三分の二、②社会福祉法人の社会福祉施設のうち、身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設・老人福祉施設・社会事業授産施設については、補助率は三分の二、③公共施設のうち、警察施設、消防施設、公立病院、公立火葬場・斎場、中央卸売市場については、補助率は三分の二、④民間施設のうち、商店街振興組合等、日本赤十字社等および政策医療を行う民間病院については、補助率は二分の一、⑤神戸港埠頭公社の岸壁について国庫補助（クレーン・ヤード等については無利子融資）を行う。

(3) 融資について、①商工中央金庫の災害復旧貸付の限度額の引上げ、②中小企業信用保険の無担保・無保証人保険の別枠の追加・填補率の引上げ等、③設備長、④住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間・受付期間の延長等を行う。

(4) その他のものとして、①船員保険について、事業所の休業による休業者を失業者とみなしての失業保険の給付、②新卒内定者を能力開発給付金の支給対象とする等雇用安定事業の対象化、③医疗保险等における一部負担金の免除、④社会保険等保険料の免除、⑤特定の地方公共団体においては平成六年度に加え同七年度においても歳入欠陥債を発行することができる」ととする。

この法律は、二月一八日に成立し、同日、これを受けた政令九件が制定された。いずれも長い題名のものであるから、略称で紹介すると、①法律第二条第一項の特定被災地方公共団体である市町村を定める政令（平成七年政令第四〇号）、②激甚災害指定政令の一部改正政令（同第四一号）、③法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令（同第四二号）、④法律による農業者年金の保険料の追納の特例に係る加算額を定める政令（同第四三号）、⑤法律の通産省関係規定

の施行に関する政令（同第四四号）、⑥災害復旧貸付の限度額の引上げ、⑦中小企業に対する補助の対象となる施設等を定める政令（同第四五号）、⑧法律第七六条の都市施設を定める政令（同第四七号）、⑨法律第七九条の消防施設等を定める政令（同第四八条）である。

(2)

前記延長の措置のほか、震災により被害を受けた者が理由を記載した書面によりその特定権利利益に係る満了日の延長の申出をした場合には、同日までの期間を指定してその満了日を個別に延長することができる（第三条第二項）。

(3) 法令に基づき平成七年一月一七日から同年四月二七日までの間に履行されねかつた場合において、当該義務が同月二八日までに履行されたときには、その不履行について行政上および刑事上の責任（過料に係るものも含む）は問われべきであるとされている義務が履行されなかつた場合において、当該義務が同月二八日までに履行されたときには、その不履行について行政上および刑事上の責任（過料に係るものも含む）は問われない（第四条第一項）。

(4) 震災の影響のため(3)の措置をその後も継続して実施する必要があると認めるとときには、その義務ごとに、その期限を政令で定めることができる。

この法律によるこれらの措置については、他の法令に別段の定めがある場合に

は、その定めるところによれば足りる（第三条第三項、第四条第三項）。例えば、国税通則法第十一條によれば、国税

府長官等は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申

告、請求、届出その他書類の提出、納付

または徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるとき

は、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該

期限を延長することができると規定さ

れ、これを受けて同施行令第三条は、①

国税府長官は、都道府県の全部または一部にわたり災害その他やむをえない理由

により、期限までに所定の行為をするこ

とができないと認める場合には、地域お

よび期日を指定してその期限を延長する

ものとし、② ①の場合以外につき、税務署長等は、災害やむをえない理由によ

り、期限までに所定の行為をすることが

できないと認める場合には、その行為を

すべき者の申請により、期日を指定して

その期限を延長するものとされている。

現に、平成七年一月二五日付け国税庁告

示第一号により、災害救助法の発動が行

われた阪神・淡路地域の市・町に国税の

納付地を有する者に係り、その期限が平

成七年一月一七日以降に到来するものに

ついては、その期限を別途国税庁告示で

定める期日まで延長された。その後、三月一五日付け国税庁告示第二号により、その期限が平成七年一月一七日から同年五月三一日までの間に到来するものについては、平成七年五月三一日と指定された。

また、公害健康被害の補償等に関する

法律第八条の二第一項は、災害その他や

むをえない理由により、公害健康被害の

認定の更新を認定の有効期間内にするこ

とができなかつたときは、その理由のや

んだ日から二月以内にそれを申請する」

とができることとされ、今回の震災に際

しても、期間の徒過は、この規定によつて救済されることができる（この規定

は、今国会において、他の事項について

同法の一部改正を予定していたため、阪

神・淡路大震災の発生に伴い、改正事項

として急速追加されたものである）。

なお、この緊急措置法を受けて、各行

政庁は、法第三条第一項に基づく告示を

した。その事項は多岐にわたっている

が、一例を示すと、国家公安委員会関係

（三月一日付告示第二号）では、①古物

営業法に基づく行商の許可証の有効期

間、②銃砲刀剣類所持等取締法に基づく

獵銃・空氣銃の許可期間等、③道路交通

法に基づく運転免許証等の有効期間、④

警備業法に基づく認定証の有効期間、⑤

犯罪被害等給付金支給法に基づく給付金の支給裁定の申請期間が、いずれも平成七年六月三〇日まで延長された。

また、法第四条第二項に基づく義務履行猶予期間の延長についての政令とし

て、阪神・淡路大震災に伴う有価証券報

告書の提出に係る期限の特例に関する政

令（平成七年政令第一八六号）が四月二

日に制定され、証券取引法第二四条第

一項の規定による有価証券の提出期限

は、平成七年五月三一日まで延長された。

この法律は、二月二八日に成立し、同

日に、同法第二条第二項第一号の法人を

定める政令（平成七年政令第四九号）が

制定され、法律に定める公共事業の主体

とされる特殊法人として、住宅・都市整

備公団など八公団および環境事業団など

三事業団が指定された。

この法律は、阪神・淡路大震災による

災害を受けた地域における多数の失業者の

の発生に対処するため、当該地域におい

て計画実施される公共事業にできるだけ

多数の失業者を吸収し、その生活を安定

させることを目的とするものであり、①

労働大臣は、特別地域（激甚災害法にお

ける失業給付の特例の対象となる地域の

うち、多数の失業者が発生し、または発

生するおそれがある地域として労働大臣

が指定する地域）において計画実施され

る公共事業について、失業者吸収率を設

定することができる（第二条第一

項）、②公共事業の事業主体および施行主体は、吸収率に該当する数の被災失業者（平成七年一月一七日以後に失業した者で、特別地域内に居住する失業者およ

びそれ以外の失業者で特別地域内で行われる事業に従事していたもの）を雇い入れていなければならないこと（同条第三項）を定めたが、なお、この法律は、施行の日から五年を経過した後は効力を失うものとされる。

この法律は、二月二八日に成立し、同

日に、同法第二条第二項第一号の法人を

定める政令（平成七年政令第四九号）が

制定され、法律に定める公共事業の主体

とされる特殊法人として、住宅・都市整

備公団など八公団および環境事業団など

三事業団が指定された。

〔二月二八日〕

14 雇用保険法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第五一号）

この政令は、兵庫県が設置する職業能

力開発校等の施設及び設備であつて、阪

神・淡路大震災により被害を受けたもの

の災害復旧に要する経費について、平成

六年度および七年度における施設・設備

費補助金の補助率を二分の一から三分の一

に引き上げるものであり（附則第九条

の追加）、公布の日（三月三日）から施

行された。

〔三月三日〕

15 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成七年法律第二五号）

平成七年は、いわゆる統一地方選挙の年であり、既に、昨年一月一八日に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成六年法律第一〇三号）が制定されて、平成七年三月一日から同年五月三日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議員または長の任期満了による選挙の期日は、平成七年六月一一日とし、②その地方公共団体の議会の議員または長の任期は、平成七年六月一〇日まで延長する等を定めたものである。

この法律は、三月八日に成立し、これを受けて、同月一〇日、同法施行令（平成七年政令第五四号）が制定されて、選挙人名簿の登録・締管期間の特例などを定めた。また、自治大臣は、兵庫県選挙管理委員会の意見を聴いたうえ、統一地方選挙期日においては選挙を適正に行なうことが困難であると認められる市町村として、神戸市、西宮市および芦屋市を指定した。この結果、兵庫県、神戸市および西宮市につき議会の議員および長の選挙、芦屋市につき議会の議員および長の選挙が六月一一日に延期されることになった。

この法律は、①平成七年三月一日から同年五月三日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体で、その区域

の全部または一部が阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体のうち、前記統一地方選挙期日においては選挙を適正に行なうことが困難であると認められた。

憲法第九十五条の規定は、地方自治を尊重する立場から特定の地方公共団体に関する法律の制定について立法者の恣意をチェックする趣旨のものであり、同条にいう「一の地方公共団体のみに適用される特別法」とは、一または数個の特定の地方公共団体の組織、運営、権能等について特例を定める法律をいうものと解すべきである。

この見解を前提とすれば、今回の臨時特例法は、一般的に著しい被害を受けたといえる地方公共団体の最大の範囲を法律で規定したうえ、そのうち具体的に選挙を適正に行なうことができない地方公共団体は、府県選挙管理委員会の意見を聴いたうえ、統一地方選挙期日においては選挙を適正に行なうことが困難であると認められる市町村として、神戸市、西宮市および芦屋市を指定した。この結果、兵庫県、神戸市および西宮市につき議会の議員および長の選挙、芦屋市につき議会の議員および長の選挙が六月一一日に延期されることになった。

この法律の立案に当たっては、これが憲法第九十五条に規定する地方特別法に当たることとされるべきである。

たり、住民投票を要することにならないかの問題が慎重に検討された。この地方特別法の範囲に関する見解は分かれてい

るが、政府の見解は、從前から一貫して次のように解している。

〔三月七日〕

16 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立て手数料の特例に関する法律（平成七年法律第三一号）

阪神・淡路大震災に伴い民事に関する紛争が多発することが予想されるので、この法律は、その迅速かつ円滑な解決に資するため、この法律は、前記3の政令により罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の規定が適用されている地区（兵庫県のうち神戸市など一〇市一町、大阪府のうち大阪市など一二市）に、阪神・淡路大震災発生の日である平成七年一月一七日において住所、居所、営業所または事務所を有していた者が、阪神・淡路大震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成九年三月三一日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、その申立て手数料を納めることを要しないこととするものである。この法律は、三月七日に提出され、同月一〇日に成立し、公布の日（三月一七日）から施行されて、大震災発生の日である平成七年一月一七日に遡及して適用される。

一般化で足りると言つべきであろう。

ば、民事調停の申立て手数料は、調停を求める事項に応じて、その価額が三〇万円までの部分はその価額五万円まで、三〇〇円、その価額が三〇万円を超える一百〇万円までの部分はその価額五万円まで、三〇〇円、その価額が一〇〇万円を超える三〇〇万円までの部分はその価額一〇万円、とに四〇〇円などと規定されており、申立ての事項の価額が多額になる場合には、納付すべき手数料もかなりの額に達するので、それを免除することは、被災者の負担を軽減し、ひいては調停による紛争の迅速かつ円滑な解決に資することとなる。

〔三月一四日〕

17 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（平成七年法律第四二号）
この法律は、題名にも表れているおり、法人または会社につき、性質の異なる二つの特例を定めるものである。まず、破産宣告については、阪神・淡路大震災によりその財産をもつて債務を完済することができなくなった法人に対しても、清算中である場合、支払不能である場合または自己破産の申立てをした場合を除き、平成九年一月一六日までの間

は、破産宣告をすることができない」とを定める（第一条）。

次に、会社の最低資本金については、平成二年の商法等の一部改正（平成二年法律第六四号）により、株式会社については三〇〇万円以上とする最低資本金制度が設けられたが、その施行日である平成三年四月一日に既に存するものまたは同日前に定款の認証を受けその後に成立したものについては、施行日から五年間の猶予期間が設けられ、その間に增资または他の会社に組織変更をすれば足りることとなっている（同法附則第五条・第八条）。ところが、阪神・淡路大震災により、「これを充たすことが一時的に困難となる会社もある」と見込まれるので、大阪府および兵庫県の区域に登記された本店が所在する株式会社および有限会社については、一律に、前記猶予期間を一年延長することを定める（第二条）。

この法律は、三月一四日に提出され同月一七日に成立し、公布の日（三月二十四日）から施行された。

18 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四三号）
この法律は、大規模な火災、震災その

他の災害により滅失した区分所有建物の再建等を容易にし、被災地の健全な復興に資することを目的とするものであり、一般法として仕組まれているが、阪神・

淡路大震災からの復興を当面の目的とするものであることは、言うまでもない。現行の建物の区分所有等に関する法律によれば、①区分建物の価額の二分の一以下に相当する部分が滅失した場合は各区分所有者が滅失した共用部分および自己の専有部分を復旧することができ、また、それ以外の一部滅失の場合には管理組合の集会において区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による決議で、滅失した共用部分を復旧することができ（第六一条）、さらに、②老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物がその効用を維持、回復するのに過分の費用を要するに至ったときは、区分所有者および議決権の各五分の四以上の多数の決議で、建替えをすることができる（第六二条）。

しかし、今回の大震災により多数の例が見られた区分建物の全壊の場合には、そもそも区分所有関係が消滅し、その敷地権の共有関係が残るにとどまる。したがって、その敷地権が所有権である場合でも、共有者全員の同意がなければ、その地上に建物を再建することはできない

ことになる（民法第二五一条）。

この法律は、このような事態に対処し、災害により滅失した区分所有建物の再建等を容易にし、被災地の健全な復興に資するためのものである。その概要是、①政令で定める災害により区分所有の全部が滅失した場合には、再建のため敷地共有者等による集会を開くことができ（第一条）、②前記政令の施行日から三年内に、敷地共有持分等の割合による議決権の五分の四以上の多数の決議（再建のため敷地共有者等による集会を開くこと）をすることができ（第二条、第三条）、③この制度による再建を確保するため、政令の施行日から起算して一月を経過する日の翌日以後政令の施行日から起算して三年を経過する日までの間は、敷地共有者等は、分割の請求をすることができない（第四条）とするものである。

この法律は、三月一四日に提出され同月一七日に成立し、公布の日（三月二十四日）から施行された。また、同日二二日には、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第一項の災害を定める政令（平成七年政令第八一号、三月二十四日公布）が制定され、阪神・淡路大震災が再建決議をすることができる災害

として指定された。

19 住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令（平成七年政令第六五号）

阪神・淡路大震災により滅失または損傷した住宅に居住していた者等の居住の安定と被災地における住宅の建設を促進するため、住宅金融公庫の災害復興住宅貸付金の限度の引上げ（例えば、住宅購入については八〇〇万円の特例加算）および区分所有建築物の建替えを行う地方住宅供給公社等に対する貸付金の利率の引下げ（例えば、公社分譲住宅建設資金について、四・三%を三%に軽減）等の措置を講ずるものである。

この政令は、公布の日（三月一七日）から施行されたが、改正後の規定は、既に「この政令は、公布の日（三月一七日）以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用されることとされた。

20 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第六六号）

財形持家融資について、既に融資を受けている被災勤労者についてその返済負担を軽減するため、貸付け条件の変更を

行うことができる」とすることも、阪神・淡路大震災の発生当時に居住していた住宅が滅失した勤労者がその住宅に代わるべき住宅を取得した場合等において、特別の条件（例えば、既に分譲貸付け等に係る住宅の分譲を受けていても更に融資を受け得ることとし、五年を限度として据置期間を設定でき、据置期間に応じて償還期間を延長することができるなど）で貸付けを受けることができる」とを定めるものである。

この政令は、公布の日（三月一七日）から施行されたが、改正後の規定は、既に貸付けの返済条件変更については、一月一七日以降の返済分から、また、特別の条件による貸付けについては、一月一七日以降に雇用促進事業団等がその申込みを受理したものから適用されることとされた。

〔三月一七日〕
〔三月二二日〕

21 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令の一部を改正する

政令（平成七年政令第七六号）

阪神・淡路大震災により滅失した住宅に居住していた者等に賃貸するために建設される特定優良賃貸住宅の建設に要する費用に係る国の補助の割合を引き上げるもので、①阪神・淡路大震災により相

当数の住宅が滅失した市町村で住宅の被害程度について被災市街地復興特別措置法（前記8参照）第二一条の建設省令で定める基準に適合するものの区域内において阪神・淡路大震災により滅失した住宅に居住していた者、または②当該市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第一五項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法第二一条に定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い必要となるたる者に賃貸するために行われる特定優良賃貸住宅の建設に要する費用については、国の補助の割合は、五分の四（原則は三分の二）とするものである。この政令は、公布の日（三月二三日）から施行されたが、改正後の規定は、同日以後に建設の工事に着手する特定優良賃貸住宅から適用されるものとされた。

〔三月二二日〕
〔三月二四日〕

22 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第九四号）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によれば、

は、各月一日現在の当該学校に在籍する児童生徒により編成される学級数に基づき教職員定数が算定される、とされていいる。ところが、阪神・淡路大震災に伴い、兵庫県においては、一時的に県外などへ避難している児童生徒が多数にのぼり、近い将来には相当数が被災地に戻ってくることが予想されるので、平成七年度の学級編成については、あらかじめ当該年度内に戻ってくる児童生徒数を見込んで行うこととしている。
そこで、この政令は、一般の年度改正のほか、阪神・淡路大震災対策については、国庫負担を行う際の算定の基準となる標準定数についての兵庫県に限った条例として、平成六年五月一日現在の同県の校長教諭等定数（指導方法改善定数及び研修等定数を除く）から自然減（一・二%）を除いた数を上限として、平成七年度末までに同県に戻ってくると見込まれる児童生徒数を基礎として、文部省令の定めるところにより算定される定数を保障することとするものである。この政令は、三月二七日に公布されて四月一日から施行された。

律の一部を改正する法律（平成七年
法律第四八号）

阪神・淡路大震災に関する国税関係の臨時特例措置の第二弾であり、前記4の法律の一部改正として行われた。

この法律による措置は、所得税から関税、印紙税まで広範囲の税目に関するものであり、その内容を詳細に紹介することは控えるが、その概要是、次のとおりである。

(1) 被災者・被災企業の被害に対する対応

・所得税につき、①大震災により住宅が居住の用に供することができなくなつた場合の住宅取得促進税制の適用の特例、②財形住宅貯蓄等の要件に該当しない払出しの遡及課税等の特例

(2) 被災者・被災企業の被災に対する対応

・所得税につき、①大震災により住宅が居住の用に供することができなくなつた場合の住宅取得促進税制の適用の特例

(3) その他のもの

①賃換え特例に係る賃貸資産の取得期間等の延長、②最低資本金を満たすまでの利益の資本組入れに係るみなし配当の非課税措置等の適用期限の延長、③法人税及び消費税の中間申告に係る特例、④消費税の届出書の提出に係る特例等

この法律は、三月二十四日に提出され即日成立し、公布の日（三月二七日）から施行された。これを受けて、三月二十四日、同法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第一〇一号）が制定され、国税関係と同様に、標記一部改正法の施行に伴う必要な細目事項が定められた。

（平成七年政令第一〇〇号）が制定され、標記一部改正法の施行に伴う必要な細目事項が定められた。

(2) 被災地における生活・事業活動の復旧に対する対応

所得税につき、①給与所得者等が住宅

資金の貸付けを受ける場合の課税の特例

（平成七年法律第四九号）

この法律は、阪神・淡路大震災についての地方税の特例措置の第二弾である。

その概要是、①滅失・損壊した家屋・

優良賃貸住宅の割増償却、③特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特

例、④被災代替資産等の特別償却、⑤土地譲渡所得課税の特例

登録免許税につき、⑥被災建物に代替する建物を取得する場合の特例

印紙税につき、⑦消費貸借に関する契約書に係る特例

⑧賃貸え特例に係る賃貸資産の取得期

間等の延長、⑨最低資本金を満たすまでの利益の資本組入れに係るみなし配当の非課税措置等の適用期限の延長、⑩法人

税及び消費税の中間申告に係る特例、⑪法人税につき、⑫震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、⑬法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

・相続税・贈与税につき、⑭課税価格の計算の特例、⑮災害減免法による减免措置の適用基準の緩和

・地価税につき、⑯被災土地等に対する地価税の減免、⑰応急仮設住宅敷地等に係る地価税の免除

（平成七年政令第九九号）およびいわゆる災害減免政令の一部を改正する政令

（平成七年政令第一〇〇号）が制定され、

標記一部改正法の施行に伴う必要な細目

事項が定められた。

25 阪神・淡路大震災に伴う建設工事紛争審査会の申請手数料の特例に関する政令（平成七年政令第一三六号）

この政令は、三月二十四日に制定され、公布の日（三月二九日）から施行されるとともに、阪神・淡路大震災の発生した日まで遡及適用があるので、既納付手数

作物の崩壊や書類の焼失が生じたため、建設工事の請負契約に関する紛争などが多く発生することが予想される。この政

令は、その迅速かつ円滑な解決に資するため、その施行の日に阪神・淡路大震災について罹災都市借地借家臨時処理法第二五条の二の規定が適用されている地区

（前記3参照）に、大震災発生の日である平成七年一月一七日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者

が、建設工事の請負契約に関する紛争で阪神・淡路大震災に起因するものにつき、同日から平成九年三月三一日までの間に、建設業法第二五条の一第一号に規定するあつせん又は調停を申請する場合には、申請手数料を納めることを要しないこととした。

建設業法施行令第二六条によれば、調停の申請手数料は、調停を求める事項の価額が一〇〇万円までは二万円、その価額が一〇〇万円を超えて五〇〇万円の部分はその価額一万円までことに四〇円などと規定されており、その納付免除により、被災者の負担の軽減に資することとなる。

この政令は、三月二十四日に制定され、公布の日（三月二九日）から施行されるとともに、阪神・淡路大震災の発生した日まで遡及適用があるので、既納付手数

料は還付されることになる。

四 おわりに

阪神・淡路大震災の発生から四か月以上を経過し、その救援への取組みにつき、いろいろな立場からの手記、報告等が目に触れるようになつた。そこでは、国・地方公共団体を通じ、いろいろな立場から、多様な救援活動が繰り広げられ、それを通じて、多くの教訓等が引き出されていることが判る。

各省庁が集中する霞が関においても、各局各課において、救援・復興のためには、その所掌事務・権限の範囲内で、誠心誠意職責を遂行したことは言うまでもない。もつとも、機敏さ・濃淡の度合いには自ずから差異が生じたように思われるが、その場に臨んで主体的にとるべき行動は、担当者個々の創意・工夫に依存するものであるから、そのような差異が生じてもやむをえぬところであろう。特に感銘深かったエピソードを紹介すると、日頃からその知見・能力を高く評価していたA省のY氏は、その当日、大震災の状況を知るや、寒中の避難者に思いを及ぼし、直ちに救援用の防寒毛布多数の救援手配を関係業界に要請し、また、降雨が予想されると、防水用のビニール

シートの手配に及ぶなど、直接にはその所掌事務に属するわけではないが、それに関連するものとしての尽力があつたことを仄聞した。平常時には組織が半自律的に作動するから、特に個人プレーに期待するまでもないが、非常時に際しては、機敏な行動をとりうるか否かが、その者の真価を計る物差しの一つとなると言えよう。

このような観点に立つて、阪神・淡路大震災に際して自分はなにをなしたか、自問するとき、忸怩たるものがあるが、このような救援・復興のための特別立法の跡付けをして記録にとどめる作業をすることが、これもさきやかな貢献の一つであるとして、宥恕を求める次第である。最後に、本稿においては、冒頭に述べたように、阪神・淡路大震災の救援・復興のために行った特別立法を跡付け、記録するために、時系列的な概観をした。

これを踏まえた「大震災対応緊急立法マニュアル」ともいうべきものの作成については、その作業に当たるべき組織が他に存在するはずであるが、そのための参考資料としての試案の作成を手掛けて、別の機会に提示する努力をしてみたい。

(一九九五・四・二六)
(おおもり・まさすけ 内閣法制次長)